課所名	総務課

起案	決裁	完結	文書分類記号					保存種別	廃棄
			款	項	目	節	助記		
平成19年 5月1日	平成19年 5月2日	平成 年 月 日						第 種	平成 年 月 日

担当者	起案責任者	検討者					決裁者
					文書法規係長	課長補佐	課長
	TEL 2304						
発信番号（第 号）		意見					
施行 平成 年 月 日		課員			合議者		
あて先							
発信者							
ファイリングマネージャー	公印						
		意見					

件名　認可地縁団体（大武二区）の規約変更の認可及び告示事項の変更について

（別紙　枚）

地方自治法（以下「法」という。）第260条の２第１項の規定に基づき認可した地縁団体（大武二区）から、同条第15項で準用する民法第38条第２項及び地方自治法施行規則第22条第１項の規定に基づく規約の変更の認可の申請並びに法第260条の２第第11項の規定に基づく告示事項（代表者）に変更があった旨の届出が別紙のとおりなされました。

≪裏面に続く≫

規約の変更については、規約第９条で定める「その他の役員」の数（法の定めはない）を８人から７人に減少するというものであり、規約第36条の規定により総会で４分の３以上の議決を受けているため、認可します。

また、告示事項の変更については、法第10項の規定に基づき告示するとともに、地縁団体台帳に変更があった旨の記載を行います。

◇　団体の名称　　大武二区　　延岡市大武町280番地１

◇　規約の変更内容

その他の役員の数（第９条）

◇　告示の変更事項

代表者の氏名及び住所

延岡市告示第162号

平成19年5月7日

地方自治法第260条の2第1項の規定により認可した次の地縁団体について、平成15年4月10日付け延岡市告示第59号で告示した事項について変更があったので、同条第10項後段の規定に基づき告示する。

延岡市長　首藤　正治

記

1．地縁団体の名称

大武二区

2．変更があった事項

代表者の氏名及び住所

（新代表者）　斉藤　忠義　　延岡市大武町343番地

（旧代表者）　甲斐　　博　　延岡市大武町302番地1

3．変更があった年月日

平成19年4月8日

平成19年4月27日

延岡市長　首　藤　正　治　様

地縁による団体の名称及び事務所
の所在地
名　称　大武二区
所在地　宮崎県延岡市大武町三四三番地

代表者の氏名及び住所
氏　名　斉藤忠義
住　所　延岡市大武町三四三番地

規約変更認可申請書

地方自治法第２６０条の２第１５項で準用する民法第３８条第２項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

1　規約変更の内容及び理由を記載した書類
「改正前」第9条本会に次の役員を置く
4その他の役員8人「改正後」その他の役員7人

2　規約変更を総会で議決したことを証する書類
7組12戸8組8戸の20世帯を合併し7組とする
組ごとの行事参加高齢者が多く参加者が少くなった
2組を1組にまとめ行事を実施する

延岡市役所総務課
受付
19.4.27

[illegible]

[illegible]

地縁に生る団体の名称及び事務所
の所在地

名称　大阪三区

所在地

代表者の氏名及び住所

氏名　青柳[illegible]

住所　[illegible]

組織変更届出書

[illegible]第260条の21第1項において準用する同法第38条第3項の規約の変更について[illegible]
[illegible]、別紙書類を添えて申出します。

（別紙書類）

[illegible]

平成19年4月25日

延岡市長　首　藤　正　治　様

地縁による団体の名称及び事務所
の所在地
名　称　大武二区
所在地　宮崎県延岡市大武町280番地1
代表者の氏名及び住所
氏　名　斉藤忠義　印
住　所　延岡市大武町343番地

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1　変更があった事項及びその内容
新代表者　斉藤忠義　延岡市大武町343番地
旧代表者　甲斐博　延岡市大武町302番地1

2　変更の年月日
平成19年4月8日総会の日

3　変更の理由
役員改選による

延岡市役所総務課
受付
19.5.-1

規約の変更の内容及び理由を記載した書類

1. 規約変更の内容及び理由

大武二区規約を次のように改める

[改正前]

（役員の種類）

第9条 本会に次の役員を置く

4、その他の役員 8人

[改正後]

（役員の種類）

第9条 本会に次の役員を置く

4. その他の役員 7人

理由 地区の活動を円滑に行うため
その他の役員を8人から7人に1人減少
することにした

大武二区定期総会議事録

1、開会日時　　平成１９年４月８日　午後７時
2、場　　所　　延岡市大武町　大武公民館
3、出席者　　出席会員数　７２名（会員数１１８名）委任２７名
4、議　事

（1）総会の成立を副区長日高が発表、総会開会宣言
（2）区長挨拶
（3）議長選出　執行部一任協議の結果、[redacted]氏を選出、全員に計った結果満場一致承認された　引き続き議事録者を選任、[redacted]氏に決定
（4）議長登壇
（5）議題
第１号議案、平成１８年度経過報告及び第２号議案、平成１８年度会計報告承認の件を一括上程会計監査報告の後、質疑応答質問者なく満場一致、承認された
（6）第３号議案、平成１９年度活動方針（案）、第４号議案、平成１９年度予算（案）承認の件、一括上程審議に入ったが、質問なし　満場一致承認され案を削除した
（7）第５号議案、東海東ふるさと祭り承認の件
前々年、前年と参加者が少ない、地域にある祭りを重点に実施するよう提案したい。地域に合った祭りを進めてはどうか　地域住民の高齢化、東海東小までは遠いなど、さまざまな意見が出、賛否をとったところ、半々位、継続審議とし新執行部一任
（8）第６号議案、７、８組合併承認の件
７組１２戸、８組８戸の２０世帯を合併し７組とする。組ごとの行事参加高齢者が多く参加者が少なくなった　２組を１組にまとめ行事を行う提案満場一致承認
規約改正を提出　規約第９条本会に次の役員を置く。現行その４項その他の役員８人を改定その他の役員を７名とする
出席者７２名委任者（世帯）２７名家族委任１６５名（総人口３３０名）第３６条この規約は総会に於て、総会員の４分の３以上に達し承認された

（９）第７号議案、大武公民館使用料承認の件
現行ははっきりした規則がなく　その都度協議
改訂１時間当たり７００円とする　原案通り可決成立
設備等は一切使用させるを含む
（１０）第８号議案、婦人部復活承認の件
多数決により復活する　年齢その他の細部については、次期執行部一任
（１１）第９号議案、その他の件
要望事項
総会を今後昼間にしたらどうか
今後の課題として検討する
（１２）議長退任
５、新三役発表　次期執行部選考委員長[redacted]氏より発表あり
大武二区々長兼公民館長　斉藤忠義氏　副区長兼公民館主事　[redacted]氏
会計　[redacted]氏を発表、満場一致承認された
６、司会者日高氏より以上を以って本総会の議事の審議が終了した旨を告げ閉会を宣言した　午後８時５６分

この議事が正確であることを証するため議長及び
議事録署名人がここに署名押印する

平成　　年　　月　　日

議長　[redacted]

議事録署名人　[redacted]

議事録署名人　[redacted]

受　諾　書

私は、平成19年4月8日に行われました　大武二　区の総会において、区長に選出され、これを受諾しましたことを証明します。

平成19年4月28日

延岡市大武町343番地

斉藤忠義　印

定　期　総　会

地球環境にご協力を

と　き	平成19年4月8日（日） 午後7時より
ところ	大武公民館

平成18年度定期総会

1．開会のことば
2．資格審査
3．区長挨拶
4．議長選出
5．書記選任

議長登壇

議題

1号議案　平成18年度経過報告承認の件
2号議案　平成18年度会計報告承認の件
3号議案　平成19年度活動方針（案）承認の件
4号議案　平成19年度予算（案）承認の件
5号議案　東海東ふるさと祭り承認の件
6号議案　7組8組合併承認の件
規約改正第9条本会に次の役員を置く
4項その他の役員8名を7名とする
7号議案　大武公民館使用料についての承認の件
1時間700円とする
8号議案　婦人部復活
9号議案　その他の件

議長退任

6．役員改選　　旧役員退任挨拶

新役員紹介

7．閉会のことば

平成18年度経過報告

自　平成18年4月　1日
至　平成19年3月31日

月	日	活動内容
4	9	平成17年度定期総会
	16	新旧役員引継会
	28	資源回収
5	7	運営委員会
	14	資源回収　当番3組
	21	クリーン大作戦
		日本赤十字募金
		社会福祉協議会協力金
6	4	水神様まつり　当番7組
	7	資源回収
	10	役員会
	19	花の苗植え
	22	下水道公民館受益者負担
	25	大武神社夏祭り
	28	男女共同参画
7	9	資源回収　当番4組
	10	運営委員会
	12	防犯灯3灯水銀灯へ切替
	14	公民館クロガネモチの
		小枝の剪定
	19	資源回収
	25	矢田ナカ様死去
8	1	東海東小学校地区別登校
	6	町内清掃
	10	運営委員会
	12	東海東ふるさとまつり
	25	資源回収
	26	運営委員会
9	10	佐保一男氏民生委員に決まる
	10	役員会
	17	敬老祝賀会
	26	資源回収　当番5組
10	10	役員会
	15	一区二区合同慰霊祭当番二区
	17	災害見舞金41、500円支払
		赤い羽根共同募金
	24	資源回収　当番6組
	24	下水道工事(公民館)始まる
11	3	文化祭バザー
	7	花の苗植え
	8	8組々長交代中須弘孝氏へ
	10	役員会
	19	クリーン大作戦
	23	大武神社秋祭り
	28	資源回収　当番7，8組
	30	下水道工事代金11万5千円支払
12	10	役員会
	25	歳末助け合い募金支払
	27	資源回収　当番1組
H. 19. 1	10	役員会
	10	恵比須神社祭り
	23	資源回収　当番2組
2	10	役員会
	13	鼻長尊大祭
		生涯学習
		資源回収
3	4	花の苗植え
	10	役員会
	24	役員会
	27	資源回収
		会計監査

平成18年度 決算書

自 平成18年4月 1日
至 平成19年3月31日
（単位 円）

（収入の部）

項目	予算	決算	増減	摘要
繰越金	704,824	704,824	0	
区費	1,142,400	1,148,000	5,600	1435戸×800
公民館補助金	22,500	22,500	0	
公民館使用料	60,000	24,300	-35,700	
寄付金	20,000	28,400	8,400	福祉協議会補助金、他
防犯灯補助金	40,000	63,298	23,298	市の補助
防犯灯負担金	7,200	7,200	0	元9組防犯灯電気代2戸
雑収入	150,000	356,204	206,204	資源回収、他
合計	2,146,924	2,354,726	207,802	

（支出の部）

項目	予算	決算	増減	摘要
総務部	200,000	195,441	-4,559	敬老会、まつり、文化祭
保体部	10,000	3,000	-7,000	活動費
老人部	30,000	30,000	0	活動費
育成部	16,000	14,000	-2,000	活動費
神社負担金	25,000	25,000	0	神社助成金
会議費	35,000	35,000	0	新旧役員会
諸手当	152,000	152,000	0	三役組長運営、他
事務費	15,000	10,872	-4,128	
交通費	15,000	15,000	0	
光熱費	200,000	189,107	-10,893	電気、ガス、水道
公民館維持費	200,000	188,760	-11,240	火災共済、傷害保険
負担金	120,000	110,100	-9,900	公連会費、区長会費、日赤募金、福祉協、赤い羽根募金
消防負担金	142,800	143,000	200	助成金
雑費	380,000	347,653	-32,347	香典、下水道工事浄化槽受益者
公民館補修積立金	240,000	240,000	0	累計 1、155、000円
予備費	30,000		-30,000	
次期繰越金	336,124	655,793	319,669	
合計	2,146,924	2,354,726	207,802	

＜次期繰越金＞ 普通預金 655, 793円

＜特別会計＞ 公民館積立金 915, 000+240, 000=1, 155, 000円

会計監査報告

会計監査の結果、会計帳簿、各伝票も確実で上記の通り相違ない事を認めます。

平成19年 4月 1日 [redacted]

③

平成19年度活動方針（案）

自　平成19年4月　1日
至　平成20年3月31日

月	活動内容	摘要
4	定期総会	4月8日
	三役引継会	4月10日
	新旧役員会	4月14日
	資源回収　当番5組	4月24日
5	運営委員会	5月10日
	資源回収　当番6組	5月22日
	日本赤十字募金	
	福祉協協力金	
6	クリーン大作戦	
	役員会	6月10日
	水神まつり　当番1組	6月3日
	神社夏祭り	6月24日
	花の苗植え	
	資源回収　当番7組	6月26日
7	運営委員会	7月10日
	資源回収　当番1組	7月24日
8	東海東小地区別登校	8月1日
	運営委員会	8月10日
	東海東夏祭り	
	資源回収　当番2組	8月28日
9	町内清掃	
	役員会	9月10日
	敬老祝賀会	
	資源回収　当番3組	9月25日

月	活動内容	摘要
10	赤い羽根募金	
	運営委員会	10月10日
	資源回収　当番4組	10月23日
	慰霊祭　当番一区二区合同	
11	文化祭、ﾊﾞｻﾞｰ	11月3日
	花の苗植え	
	役員会	11月10日
	神社秋祭り	11月23日
	資源回収　当番5組	11月27日
	花の苗植え	
12	歳末助け合い	
	クリーン大作戦	
	資源回収　当番6組	12月25日
	役員会	12月10日
	金婚者名簿提出	
1	恵比須まつり	1月10日
	役員会	1月10日
	男と女の共同参画	
	新春懇談会	市公連
	資源回収　当番7組	
2	生涯学習	
	役員会	
	資源回収　当番1組	
	鼻長尊大祭	
3	資源回収　当番2組	
	役員会	
	会計監査	

平成19年度　予算(案)

自　平成19年4月　1日
至　平成20年3月31日

(収入の部)　　(単位　円)

項　　目	決算	予算	摘　　要
繰越金	704,824	655,793	
区費	1,148,000	1,128,000	1410戸×800円
公民館補助金	22,500	22,500	
公民館使用料	24,300	30,000	
寄付金	28,400	25,000	福祉協議会補助金、他
防犯灯補助金	63,298	53,400	市の補助
防犯灯負担金	7,200	7,200	元9組防犯灯電気代2戸
雑収入	356,204	200,000	資源回収、利息
合計	2,354,726	2,121,893	

(支出の部)

項　　目	決算	予算	摘　　要
総務部	195,441	200,000	敬老会、まつり、バザー
保体部	3,000	10,000	活動費
長寿部	30,000	30,000	活動費
婦人部	0	20,000	活動費
育成部	14,000	11,000	活動費
神社負担金	25,000	25,000	活動費
会議費	35,000	35,000	新旧役員会
諸手当	152,000	152,000	役員手当
事務費	10,872	15,000	
交通費	15,000	15,000	
光熱費	189,107	230,000	電気、ガス、水道
公民館維持費	188,760	200,000	火災共済、傷害保険
負担金	110,100	120,000	公連会費、区長会、各募金4ケ
消防負担金	143,000	141,000	助成金
雑費	347,653	100,000	香典、他
公民館補修積立金	240,000	240,000	累計　1、395、000円
予備費		30,000	
次期繰越金	655,793	547,893	
合計	2,354,726	2,121,893	

（規約の変更に関する法令）

◇　地方自治法施行規則

（民法による規約変更の認可申請）

第22条　地方自治法第260条の２第15項で準用する民法第38条第２項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

２　前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

◇　民法（地方自治法第260条の２第15項の規定による読替え後）

（規約の変更）

第38条　町又は字の区域その他町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であって地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第１項の規定により認可を受けた者（以下「認可地縁団体」という。）の規約は、総構成員の４分の３以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

２　規約の変更は、市長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

◇　地方自治法

（地縁による団体）

第260条の２　町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

２　前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

(1)　その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

(2)　その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

(3)　その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

(4)　規約を定めていること。

３　規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

(1)　目的

(2)　名称

(3)　区域

(4)　事務所の所在地

(5)　構成員の資格に関する事項

(6)　代表者に関する事項

(7)　会議に関する事項

(8)　資産に関する事項

４　第２項第２号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。

５　市町村長は、地縁による団体が第２項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第１項の認可をしなければならない。

６　第１項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部と

することを意味するものと解釈してはならない。

7　第１項の認可を受けた地縁による団体は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

8　第１項の認可を受けた地縁による団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

9　第１項の認可を受けた地縁による団体は、特定の政党のために利用してはならない。

10　市町村長は、第１項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

11　第１項の認可を受けた地縁による団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

12　何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

13　第１項の認可を受けた地縁による団体は、第10項の告示があるまでは、第１項の認可を受けた地縁による団体となつたこと及び第10項の規定に基づいて告示された事項をもつて第３者に対抗することができない。

14　市町村長は、第１項の認可を受けた地縁による団体が第２項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第１項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

15　民法第38条、第44条第１項、第50条、第51条、第52条第１項、第53条から第66条まで、第68条（同条第１項第２号を除く。）、第69条、第70条、第72条から第76条まで及び第78条から第83条までの規定並びに非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第35条から第40条までの規定は、第１項の認可を受けた地縁による団体に準用する。この場合において、民法第38条第２項、第72条第２項及び第83条中「主務官庁」とあるのは「市町村長」と、同法第44条第１項、第53条から第57条まで、第59条第２号、第60条、第61条、第63条、第70条、第72条第２項及び第74条中「理事」とあるのは「代表者」と、同法第52条第１項中「１人又は数人の理事」とあるのは「１人の代表者」と、同法第56条中「仮理事」とあるのは「仮代表者」と、同法第59条第３号中「総会又は主務官庁」とあるのは「総会」と、同法第68条第１項第４号中「設立の許可」とあり、及び第72条第２項中「許可」とあるのは「認可」と、同法第72条第３項中「国庫」とあるのは「市町村」と、非訟事件手続法第35条第１項中「仮理事」とあるのは「仮代表者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

16　第１項の認可を受けた地縁による団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第２条第６号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第４項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第１項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」と、同条第５項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法第260条の２第１項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第１項及び第２項中「普通法人」とあるのは「普通法人（地方自治法第260条の２第１項の認可を受けた地縁による団体を含む。）」と、同条第３項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法第260条の２第１項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」とする。

17　第１項の認可を受けた地縁による団体は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第３に掲げる法人とみなす。

18　次の各号のいずれかに該当する場合においては、第１項の認可を受けた地縁による団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法により、50万円以下の過料に処する。

(1)　第15項において準用する民法第70条又は第81条第１項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

(2)　第15項において準用する民法第79条第１項又は第81条第１項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

（代表者の変更に関する法令）

◎地方自治法

（地縁による団体）

第260条の２　町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

２～10　略

10　市町村長は、第１項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

11　第１項の認可を受けた地縁による団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

◎地方自治法施行規則

（地縁による団体を認可した場合の告示）

第19条　地方自治法第260条の２第10項に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

(1)　地方自治法第 260 条の２第１項の認可を行った場合

イ　名称

ロ　規約に定める目的

ハ　区域

ニ　事務所

ホ　代表者の氏名及び住所

ヘ　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

ト　代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

チ　規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ　認可年月日

(2)～(3)　略

(4)　前２号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第260条の２第11項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合　告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

２　前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

（告示事項の変更についての届出）

第20条　地方自治法第260条の２第11項に規定する届出は、同条第１項に規定する認可を受けた地縁による団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

２　前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

延岡市告示第162号

平成19年５月２日

地方自治法第260条の２第１項の規定により認可した次の地縁団体について、平成15年４月10日付け延岡市告示第59号で告示した事項について変更があったので、同条第10項後段の規定に基づき告示する。

延岡市長　首藤　正治

記

１．地縁団体の名称

大武二区

２．変更があった事項

代表者の氏名及び住所

（新代表者）　斉藤　忠義　　延岡市大武町343番地

（旧代表者）　甲斐　　博　　延岡市大武町302番地１

３．変更があった年月日

平成19年４月８日